

若者雇用促進法に基づく認定事業主の場合、 キャリア形成促進助成金（若年人材育成コース）の助成率を引き上げます！

平成27年10月1日より、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下、「若者雇用促進法」）に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する、新たな制度が始まります。

それに伴い、認定事業主がキャリア形成促進助成金の若年人材育成コースを実施した場合、経費助成率を中小企業2/3、中小企業以外1/2に引き上げる拡充をいたします。

企業の未来の根幹になる若者の人材育成に取り組む事業主におかれましては、ぜひ、ご活用ください。

若者雇用促進法に基づく認定制度とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

- ・対象：認定基準（※）を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）
- ・申請方法：企業の住所を管轄する都道府県労働局に必要な書類を提出する必要があります。
- ・申請時期：随時（認定までの審査に時間を要する場合がありますのでご注意ください。）

※認定基準や制度の詳細については、以下のURLを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000098791.pdf>

キャリア形成促進助成金（主に正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した場合の助成）

【拡充内容】

()内は中小企業以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練	対象	訓練内容	助成種類	通常	認定事業主
政策課題対応型訓練 うち若年人材育成コース	中小企業 中小企業以外	採用後5年以内で35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成	<u>1/2(1/3)</u>	<u>2/3(1/2)</u>
			賃金助成 (1人1時間当たり)	800(400)円	

※ 支給限度額（経費助成、賃金助成、1事業所受給額）について、拡充に伴う引き上げはありません。

【手続き】

- ・訓練計画の提出時に基準適合事業主認定通知書（写）と基準適合事業主認定申請書（写）を添付することで、経費助成の引き上げ対象となります。
- ・平成27年10月1日以降から開始された訓練が経費助成の引き上げ対象となります。
- ・基準適合事業主認定通知書（写）と基準適合事業主認定申請書（写）については、原則、訓練計画届けと同時に提出（開始の1ヶ月前）を求めています。制度導入初年度となる平成27年度においては、以下の通り特例措置を設けます。

【特例措置の内容】（認定事業主の若年人材育成コースに係る申請書類の提出について）

・平成27年10月1日から平成28年3月31日までに開始する訓練については、訓練中に認定事業主の申請をしていた場合も、キャリア形成促進助成金において助成率引き上げ対象とします。ただし、申請をしていた場合でも助成率引き上げの対象となるためには、支給申請書の提出までに基準適合事業主認定通知書（写）と基準適合事業主認定申請書（写）の提出が必要です。

※平成27年9月30日以前から実施している訓練については引き上げ対象外となります。

- ・その他、助成金に関する詳細については裏面の各都道府県労働局助成金担当窓口にお問い合わせください。



都道府県労働局 助成金申請先一覧

労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	職業対策課分室	011(788)9132
青森労働局	職業対策課	017(721)2003
岩手労働局	職業対策課分室（助成金相談コーナー）	019(606)3285
宮城労働局	職業対策課助成金コーナー	022(299)8063
秋田労働局	地方訓練受講者支援室	018(883)0006
山形労働局	職業対策課	023(626)6101
福島労働局	職業対策課	024(529)5409
茨城労働局	職業対策課	029(224)6219
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263
群馬労働局	職業対策課分室	027(210)5008
埼玉労働局	職業対策課	048(600)6209
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター分室	03(3813)5071
神奈川労働局	職業対策課	045(277)8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181
富山労働局	助成金センター	076(432)9172
石川労働局	職業対策課	076(265)4428
福井労働局	職業対策課	0776(26)8613
山梨労働局	地方訓練受講者支援室	055(225)2861
長野労働局	職業対策課	026(226)0866
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650
静岡労働局	職業対策課	054(653)6116
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758
三重労働局	職業対策課	059(226)2306
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8686
京都労働局	助成金センター	075(241)3269
大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
兵庫労働局	職業対策課（ハローワーク助成金デスク）	078(221)5440
奈良労働局	職業対策課分室	0742(35)6336
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
鳥取労働局	地方訓練受講者支援室	0857(88)2777
島根労働局	地方訓練受講者支援室	0852(20)7028
岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
広島労働局	職業対策課	082(502)7832
山口労働局	職業対策課	083(995)0383
徳島労働局	地方訓練受講者支援室	088(652)9145
香川労働局	職業対策課	087(811)8923
愛媛労働局	職業対策課	089(941)2940
高知労働局	地方訓練受講者支援室	088(888)6600
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
熊本労働局	職業対策課	096(211)1704
大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
宮崎労働局	職業対策課（助成金申請受付コーナー）	0985(38)8824
鹿児島労働局	職業対策課雇用調整助成金申請受付コーナー	099(219)5101
沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606